

第 3 節 文化施設

現状と課題

第 1 項 創造活動発表・参加の場

(1) 文化会館

文化会館は、文化活動の成果発表や舞台芸術鑑賞の場である。昭和58年度において文化会館は16館設置されており、昭和51年度と比較して4館増加している(表4-3-1)。

また、昭和59年度には郡山市民文化センターが完成し、県内の文化会館の整備は進んでいるが、設置されていない地域も見られる。

文化会館は、優れた芸術文化を公演・発表する場としての機能の充実が期待されているが、一部の施設を除き、舞台の広さ、音響・照明等の設備や展示機能などが十分とは言えない。

したがって、今後は、広域市町村圏範囲で利用できる文化会館の設置を促進するとともに、既存施設の整備を図る必要がある。

(2) 県文化センター

県文化センターは、昭和45年9月に開館して以来、県内文化施設の中核としての機能を有し、芸術文化の鑑賞・発表の場として、また、歴史資料の保存・公開の場として、県民多数に利用されている。昭和58年度における県文化センターの利用回数は延べ602回であり、利用人員は365,368人となっている。

また、県文化センターは、(財)福島県文化センターによって運営されており、財団法人の自主事業として、本施設を使用した舞台芸術公演、歴史資料展等を実施するほか、県内各地において舞台芸術公演、講習会等を実施して、多くの県民に芸術文化に接する機会を提供している。

一方、県文化センターは、開館以来13年を経過し、その間、音響設備等の整備充実に努めてきたが、施設の補修や設備の更新の時期となっている。また、県民文化活動の中心施設としての情報の収集・提供などの機能は十分とは言えない。

したがって、今後は、県民文化活動の中心施設として、施設・設備の整備と文化情報の収集・提供など機能の充実を努める必要がある。

表 4-3-1 文化会館の設置状況

(単位：館)

地域 年度	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	計
51	3	1	1	1	0	1	5	12
58	4	2	1	3	0	1	5	16

注：1. 「福島県の文化行政」(昭51, 昭58)による。
2. 館数は、県立、市町村立のみである。